

「模擬投票」をとり入れた教職課程における日本国憲法授業の試み  
—アクティブ・ラーニングの一環として—

A report on the classes of “Japanese Constitution “ in the teacher training course  
including “mock election”  
— One example of “active learning” —

大津尚志\*

OTSU, Takashi\*

1. はじめに

教育職員免許法施行規則第66条の6の規定により、教員免許を授与されるには、「日本国憲法」を2単位取得することが義務づけられている。文部省(当時)はその時期に1989年3月22日に「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」<sup>1</sup>という通達を各大学長などに出している。そこでは、「一般教育科目の単位」として「日本国憲法2単位」と書かれているが、「一般教育科目の単位」と呼ばれなくなった今日においても、「文部科学省令で定める科目」として日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作とともに2単位の取得が免許取得に必要なものとされている(教員免許法別表第一備考四にもとづく)。

筆者は武庫川女子大学文学部教育学科、短期大学部幼児教育学科において、小学校・幼稚園の免許取得を希望する学生を対象に「日本国憲法」の授業を担当してきた。大学における憲法教育が行われる中心はもちろん法学部において民法など他の法律学と並行して行われる憲法学の教育であろう。教職課程における憲法教育<sup>2</sup>はどのように行われるべきか。法学部における憲法教育とは性質を異にする点は次のような点が挙げられると思われる。

第一には、教育職員免許法施行規則にそのまま従い2単位で授業が行われている。法学部における憲法教育は通常それ以上の単位数であり、それだけ濃縮して授業を行わなければならない。法学部の学習であれば必ず行われる、学説の対立や判例理論について深く立ち入っている時間を多くとることはできない。第二には受講者のほとんどが他の法律学について深く勉強してはいないことである。法学を専門とするものであれば、必須であるような知識や勉強方法を受講者の多くはもっていないことを前提としてはいけないことがある。第三には、将来教員免許状を取得する学生を対象にする授業であるから、教育に関連づけて行うことがレリバンスが高い、といえることである。

一方で、初等中等教育における「法教育」の必要性が2000年頃から法学者、教育学者の双方から指摘されてきている。

社会科教育学サイドから早く法教育の必要性に着目していたのは江口勇治であり、アメリカの法教育の摂取をも通して研究が精力的に行われ理論化がすすめられた<sup>3</sup>。

2003年には法務省において「法教育研究会」が設置され(座長、土井真一)、2004年11月には報告書、そしてそれを簡略化した『はじめての法教育』<sup>4</sup>(ぎょうせい、2005年)という書物も出版された。

ここで、法教育は「法律専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」<sup>5</sup>といわれている。2005年5月には「法教育推進協議会」に引き継がれ、さらなる手引書<sup>6</sup>の作成など活動が行われている。

そして、小学校・中学校・高校むけの「法」や「ルール」「きまり」にかかわる教育実践に関する書籍<sup>7</sup>も多数出版されるように至っている。また、いじめ問題を実際におきた事件の裁判例を用いて教えるという実践にかかわる書物も出版されるようになってきている<sup>8</sup>。そのなかには、法律家(弁護士、司法書士など)と教員とのコラボレーションで行われている授業実践も多く存在する<sup>9</sup>。それは、日常の紛争解決問題や私法の領域にどちらかというところがある<sup>10</sup>。従前から中学社会(公民的分野)や高校公民(現代社会、政治・経済)において憲法教育は登場したが、教えられるべき法領域が拡大したといえるであろう。しかし、私法の存在する背景として憲法的価値が存在することは言うまでもない。

教職課程における憲法教育も非法律専門家にむけてのものと考えられる。将来、法律でなく教育を専門分野とする受講者を対象にする授業であるから、そのための工夫を行ってきた。

将来「子どもの人権」を守る立場になるために、教員にも「人権に対する知識・理解」が必要であること、「将来の主権者」を育てるためには、日本国憲法が前提とする国民主権、民主主義の一員になる者を育てるためには「民主主義に対する知識・理解」が必要となることを筆者は強調している。また、特に小学校・中学校の場合は公務員として

\* 武庫川女子大学 (Mukogawa Women's University)

教員になる者が多いが、日本国憲法は憲法尊重擁護義務を公務員に課していることは、いうまでもない(99条)。

筆者の日本国憲法の授業においてはまず、人権学習に関しては、受講者にとって最も関係の深い権利と思われる「教育を受ける権利」を最初にとりあげること、教育をうける権利以外の人権について学習する際にも、取り上げる例は教育に関係の深いものを取り上げること(例えば、生存権と教育扶助・教育補助、信教の自由と宗教教育、人権の享有主体と子どもの人権、自己決定権と校則など)を心がけた。死刑について(憲法31条、36条関係)を扱うときは、斎藤喜博の執筆した『教育学のすすめ』<sup>11</sup>の冒頭部分(小学校5年生のときに0点をとり学校でも疎んじられていた島秋人(本名、中村覚)が強盗殺人を犯して死刑が確定したあとに短歌をつくるようになり、執行後に出版された歌集に、窪田空穂が「頭脳の明晰さ、感性の鋭敏さを思わずにはいられない」という序文を寄せたという逸話から「教育の可能性」<sup>12</sup>について論じている)を補助教材としている。

また、統治機構に関する学習では学生(多くは授業を受講している時点では未成年)が、将来の主権者として、また将来の主権者を育てる教育を行う役割を果たすことを想定し、民主主義や国民主権の理念をとりあげるように心がけている。以下はその取り組みの一つである。

なお、また一方で中学・高校においては、学校全体を通して、あるいは社会・公民科授業の一環として「模擬投票」<sup>13</sup>という教育実践が行われている。杉浦真理は、模擬投票にかかわる理論をあつかう文脈で、若者の政治的無関心を問題にし、「社会を変えられる体験と方法を社会でトレーニングすべき」「効力感をもたせる体験を学校で」と述べ、「知識」から「判断力」、さらに「行動力」へつなげることの必要性を述べている<sup>14</sup>。

それは、2012年12月の衆議院選挙の前においても多く

の学校で実践され、報道も行われている<sup>15</sup>。パソコンによる投票もよびかけられた。

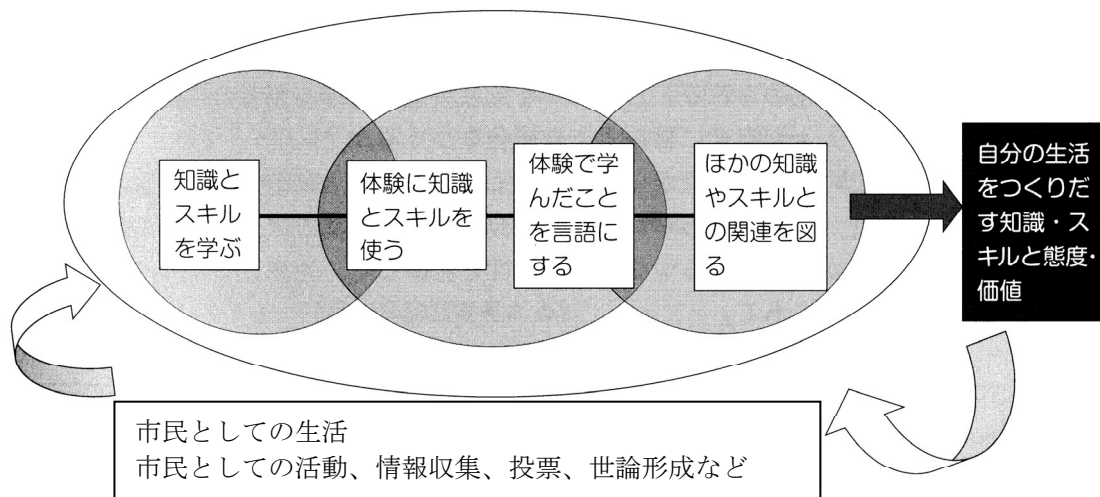
## 2. 2012年度武庫川女子大学短期大学部幼児教育学科における「模擬投票」授業

2012年度は武庫川女子大学短期大学部幼児教育学科の2クラス(受講者数は、両クラスともに約80名、受講者のほとんどが幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を希望している)で「日本国憲法」を担当した(金曜4限、土曜2限)。今年度はうち90分授業の2回半を「模擬投票」を含めての選挙関連のことを扱うこととした。受講者のほとんどは大学1年生であり、選挙権をえる一歩手前の年齢である。約3分の1が2013年7月に予定される参議院選挙のときは、選挙権を得ている。大学1年生が「模擬投票」の実践がもっとも必要な年齢であるとも考えられる。

なお、選挙権の教育の実践にあたって「特定の政党を支持し、またはこれに反対する教育(教育基本法14条2項)」にならないように、細心の注意を払ったことはいうまでもない。

2012年12月7日(金)、8日(土)には、法学館憲法研究所によってつくられたDVD『憲法を観る』<sup>16</sup>の1チャプター「民主主義ってなに?」を視聴するとともに、統治機構についての基本的事項、権力分立の意義の説明、および日本の選挙制度(衆議院、参議院)について説明を行った。日本の選挙制度は大変複雑であり、選挙制度に関する概念(選挙区、比例区、ドント式、重複立候補、復活当選、非拘束名簿式など)を理解するだけでも簡単なことではない。

授業の目的は「将来選挙権を得たときのために」と「将来選挙権を得る人を育てるために」と伝えた。幼児教育においても、保育所・幼稚園においてもはじめて集団で過ごすという経験をするなかで、集団のルール、民主的決定につながるものを学ぶと考えるゆえである。



【図1】アクティブ・ラーニングの方法<sup>18</sup>

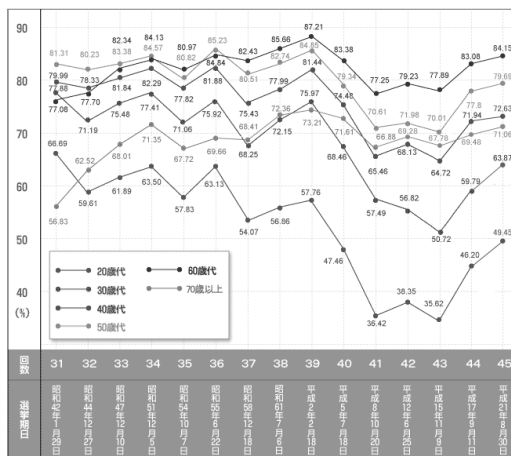
2012年12月14日（金）、15日（土）には、2012年12月16日に実施される第46回衆議院議員総選挙比例区の「模擬投票」を含めて行ったそれは、「アクティブ・ラーニング（学習者が能動的にかかわる学習）」の一環と筆者は考えている。望月はアクティブ・ラーニングを、「事前学習で、体験に必要な知識やスキルを学び、実際に体験学習でその知識とスキルを使ってみる。事後学習では体験したことを振り返り言語化する。」<sup>17</sup>ことと述べているが、本実践では選挙制度についてや争点の内容についての知識の事前学習、投票を行うことが体験学習、その後に投票理由や感想を言語化することが事後学習にあたると思われる。

まず、【図2】をプリントして配布して年代別に投票率が大きく違うことを説明した。直近の衆議院選挙においても60代が84%、20代が49%との差異があり、若者の投票率が極めて低いことを説明した。

衆議院選挙は小選挙区は各学生によって住所が異なることから、選挙公報を用いて兵庫七区（本大学の存在する兵庫県西宮市が含まれる）の候補者がいることに言及するとども、つづいて比例区の近畿ブロックについて「模擬投票」を行うことを説明した。それは、将来「どうやって投票先を決めてよいかかわからない」にならないようにするための位置づけでもあることを述べた。

近畿ブロックの比例区に立候補している政党のうち新聞などで「主要政党」と報じられているのは8つ（自由民主党、公明党、日本維新の会、民主党、みんなの党、日本共産党、社会民主党）であることから、受講者を8グループにわけて、1グループあたり1政党（どの政党について調べさせるかは、アットランダムに決めた）のマニフェストおよびそのコピーを配布して、各政党の争点に関する表明

衆議院議員選挙年齢別投票率の推移



【図2】年齢別投票率の推移<sup>19</sup>

を「調べ学習」させ、配布した白紙の紙にまとめさせて発表させた。「調べ学習」の間には、机間指導を行い質問に答えることとした。そして各班ごとに各論点について政党の見解を黒板に一覧表になるように記入させた。

調べさせる争点は、今回の選挙で主要争点と報じられる「原発」「消費税増税」のほか、幼児教育学科の学生に身近な問題として「幼児教育、子育て」「(若者の)雇用」の合計4つとした。

そして、投票用紙を配布して「模擬投票」を行った。今回は投票用紙の裏に「投票した理由」を書くというルールで行った。その内容の一部は【表1】の通りである。実際の選挙は棄権する自由もあることから、「白票」を出す自由はあるということにもした。

また、「投票」のあとに感想を各自書かせることとした。

【表1】投票理由の一例

投票先	投票理由
自民党	原発をただちにゼロにするのは難しいと思ったから。
民主党	消費税は社会保障以外のことに使わない、というところに期待
日本維新の会	勢いがあるって日本を変えてくれそう
公明党	幼児教育の無償化がよいと思ったから
みんなの党	子どもの数に応じて、税負担を減らすと子どもが産みやすくなる

2012年12月21日（金）、22日（土）には、実際の（近畿ブロックの）投票結果、授業参加者の投票結果、及び模擬投票推進ネットワーク（全国で29の学校が参加、総得票数6075）の結果<sup>20</sup>を示し、前の時間に学生が書いた感想の一部を紹介した。その例は、以下のようなものがあった。

- ・マニフェストに関心もてた。
- ・マニフェストを比較するのは面白い。
- ・選挙権がない今まで関心がなかったが、政治に

関心もてた。

- ・党によってこんなにも言うことが違っていることがわかった。
- ・練習をしておけば、投票にいくときに役に立つ。
- ・これからは関心をもってニュースをみようと思う

しかし一方で、以下のように選挙に対してどちらかという否定的な意見もあった。

- ・若者には難しい内容。

- ・口で言うのはいくらでも言えるように感じる。
- ・だれがやっても変わらないと思う。

さらに、マニフェストに対して以下のように批判的な見解を示すものもあった。

- ・マニフェストにもあいまいな表現が（「別の道がある」「その前にすることがある」など）が多い

### 3. 結びにかえて

なお、今回の授業に関する反省点を述べる。最大のものは、十分な時間がとれていなかったことである。「原発」という争点に関しても、多種多様な主張があるゆえに、各政党の主張の違いを正確に理解させることは十分にできなかったといえる。また筆者にとっては、マニフェストには「軽減税率」など大学生にはなじみのない言葉がよく登場することも確認できた。

2009年の第45回衆議院選挙では民主党が大勝したが、その後「マニフェスト違反」「公約違反」との批判されたことが2012年選挙の民主党の大敗の一因であることは否定できないであろう。およそ、各党のマニフェスト<sup>21</sup>が「イメー

ジ選挙の手段」<sup>22</sup>となっていることが今回の選挙でより一層すすみ、数値目標や達成時期、財政的裏付けに対して明言するものは少ないことが確認できた。それは、今後の「模擬投票」という教育方法を考えるうえでも考慮しなければならないとも考えられた。マニフェストをそのまま受け取るのではなく、「批判的に読み解く」視点をより大切にする必要も思われた。

2012年の第46回衆議院選挙の投票率59.3%であり、1996年をさらに下回る「戦後最低」を記録した。投票率の低下、選挙に対する関心の低さの原因は様々なことが指摘されているが、主権者を教育する必要性、また将来の主権者を教育する大学生を教育する必要性に、今後とも留意しなければならないことを示す結果でもあるともいえよう。

#### <付記>

本研究は、平成24～26年度科学研究費補助金・基盤研究(C)「労働と家族の問題をリンクさせたアクティブ・ラーニングの授業実践構想と教育方法」(研究代表者、白石陽一、研究課題番号24530962)の一部である。

#### 一注一

- 1 教員養成・免許制度研究会編『教員免許ハンドブック』1990年、第一法規、pp.1022-1028.なお、1949年の教育職員免許法施行規則の公布当時は「日本国憲法」は必修であったが、1973年から必修から外されていた。永井憲一「憲法教育をめぐる最近の問題状況」(永井憲一編『学校の憲法教育』勁草書房、1975年、pp.189-204.)参照。
- 2 本稿とは別の視覚による先行研究としては、橋本勇人「医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育のあり方(第1報)」(『川崎医療短期大学紀要』第30号、2010年、pp.47-53.)がある。
- 3 例えば、江口勇治「法教育の理論」(全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性』現代人文社、2001年、pp.14-23.)参照。
- 4 法教育研究会「報告書」2004年。  
(<http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf>, 2012年12月23日最終確認)
- 5 法教育研究会『はじめての法教育』ぎょうせい、2005年。
- 6 法教育推進協議会『はじめての法教育 Q&A』ぎょうせい、2007年。
- 7 例えば、橋本康弘・野坂佳生編『“法”を教える 身近な題材で基礎基本を授業する』明治図書、2006年。江口勇治・磯山恭子編『小学校の法教育を創る』東洋館出版社、2008年、教師と弁護士でつくる法教育研究会編『教室から学ぶ法教育』現代人文社、2010年など。
- 8 梅根正信、采女博文編『実践いじめ授業』エイデル研究諸、2001年など。

- 9 例えば、全国法教育ネットワーク編、前掲書、法律家と教師で育てる法教育勉強会『“はたらく”を学ぶ』Vol.III, 2012年、など。
- 10 参照、北川善英「公教育と法教育」(『日本教育法学会年報』第41号、2012年、pp.42-51.)
- 11 斎藤喜博『教育学のすすめ』筑摩書房、1969年、pp.5-7.
- 12 なお、斎藤喜博の「無限の可能性」について、批判とともに論じるものとしては、増田翼『斎藤喜博教育思想の研究』ミネルヴァ書房、2011年、参照。
- 13 「模擬投票」に関しては、代表的な文献としては杉浦真理『主権者を育てる模擬投票』教育ネット、2008年。アメリカでは1980年代から「模擬投票」の教育実践ははじまり、数百万人規模の実践が大統領選挙の前には行われている。日本では杉浦正和により実践ははじまり、ある程度の広がりを見せている。杉浦正和「飛んだアメリカ、大統領選挙模擬投票ルポ」(『未来をひらく教育』136号、2005年、pp.68-75.)。ほかに、アメリカの模擬投票に言及する邦語文献としては、横江公美『判断力はどうすれば身につくのか』PHP研究所、2004年、ドイツにおいては、近藤孝弘『ドイツの政治教育』岩波書店、2005年、同「ドイツの政治教育」(高橋亮平、小林庸平、菅源太郎、非営利特殊活動法人Rights編『18歳が政治を変える』現代人文社、2008年、pp.216-230.)なお一方で、子どもに「模擬議員」をさせて、「子ども議会」などを開催するという教育方法もとられている。アメリカにおける取組としては、横田公美「米国の有権者教育」(高

- 橋ほか編, 前掲書, pp. 233-248. フランスにおける取組としては, 大津尚志「フランスにおける生徒・父母参加の制度と実態」(『教育学研究論集』第7号, 2012年, pp. 21-26.), 同「フランスの憲法教育と生徒参加」(『民主主義教育21』, 2013年刊行予定。)日本では, 1997年, 2000年, 2012年に「子ども国会」が参議院で開かれている。肥田美代子『子ども国会』1998年, ポプラ社。新しい動向としては, <http://www.sangiin.go.jp/kodomokokkai.html> 参照。(2012年12月31日最終確認)
- 14 杉浦真理, 前掲書, p. 89, 100-103.
- 15 例えば, 日本経済新聞電子版, 2012年12月16日, 中日新聞電子版2012年12月25日。
- 16 望月, 前掲をもとに大津が作成。
- 17 「シリーズ憲法と共に歩む」製作委員会製作(伊藤真, 浦部法穂監修)『憲法を観る』なお, 法学館憲法研究所は「憲法を系統的に研究し, 個人の尊厳の実現をめざす非政府組織としての自由な研究機関」であり, 憲法教育に関する情報発信などを行っている。<http://www.jicl.jp/> (2012年12月10日最終確認)なお, 同研究所ホームページでは「憲法教育を考える」という連載が行われており, 筆者の論稿「フランスの中学における教育」も2011年10月3日づけでアップロードされている。[http://www.jicl.jp/mirukenpo/kenpou\\_kyouiku/backnumber/111003.html](http://www.jicl.jp/mirukenpo/kenpou_kyouiku/backnumber/111003.html) (2012年12月20日最終確認)
- 18 望月一枝「未来型学力を育む」(望月一枝, 佐々木信子, 長沼誠子編『未来型学力を育む家庭科』開隆堂, 2011年, p. 7
- 19 財団法人「明るい選挙推進協会」が作成。
- 20 [http://www.mogisenkyo.net/senkyo2012/mogisenkyo2012\\_results.pdf](http://www.mogisenkyo.net/senkyo2012/mogisenkyo2012_results.pdf) (2012年12月31日最終確認)
- 21 中北浩爾『現代日本のデモクラシー』岩波書店, 2012年。同書はマニフェストに関する最新の文献であり, 多くの示唆をうけた。
- 22 例えば, 「保育の成長産業化」(維新の会), のように具体的意味内容が必ずしも明らかでないもの, 「増税の前にやるべきことがある。消費税増税を凍結し, まずは国会議員と官僚が身を切る」(みんな)のように, およそ公務員の人件費を削った程度では消費税増税にかわる財源を確保することは示すことはできない, というものなど。



【写真1】授業で使用した「投票箱」